

新型コロナウイルス感染症の早期終息に向けた対策の強化を求める意見書

昨年 1 2 月に中華人民共和国湖北省武漢市で確認された新型コロナウイルスによる感染症は、感染者数が国外で約 7 万 6 千人に達し、死亡者も 2 千人を超えている。

国内においては、感染者数は 1 5 0 人を超え死亡者も発生しており、本市においても、感染者が確認されたところであり、今後も状況は刻々と変化し、感染者数は日増しに増加するものと考えられる。また、感染経路においては、人から人への感染や無症状病原体保有者の発生が報告され、「市中感染」の様相を呈している。

こうした中、国は、2 月 2 5 日、新型コロナウイルスをめぐる現在の状況を的確に把握し、対策を更に進めていくため、新型コロナウイルス感染症対策の基本方針を策定したところであるが、国民の暮らしにも深刻な影響を及ぼしていることから、この方針に沿った対応を強力に推進していくことが必要である。

よって、国会及び政府においては、感染の早期終息と国民の安心・安全を確保するため、引き続き地方自治体や医療機関等と十分な連携を図り、下記の事項について全力で取り組むよう強く要望する。

記

- 1 国内における感染拡大の防止に向けて、マスク等の必要な物資の円滑な供給体制の構築を支援し、感染者の人権への十分な配慮のもと健康管理を行うとともに、自宅療養、隔離、治療について十分な対策を実施し、地域の状況に応じて、患者クラスター（集団）への対応を継続、強化すること。
- 2 患者の増加に備えた入院、治療体制整備のための支援を行うとともに、窓口相談体制や検査実施等の強化を進めることに加えて、院内感染対策の更なる徹底や感染制御に必要な物品の確保を図ること。
- 3 感染症の早期終息に向けて、WHO など国際機関との連携協力のもと、ワクチン等の研究開発を促進するため、必要な予算を柔軟に配分し、併せて、予防・診断・治療法の開発につながる技術の確立を図ること。
- 4 観光業等における風評被害対策に万全の対策を講じるとともに、中小企業への経済的影響を十分考慮し、緊急の資金融資等の経済対策を実施すること。
- 5 国際的な感染動向や国内の感染症に関する情報を正確かつ迅速に収集し、国民や地方自治体へ必要な情報提供を的確に行うとともに、サーベイランス（発生動向調査）の仕組みを整備すること。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により、意見書を提出する。

令和 2 年（2 0 2 0 年）2 月 2 7 日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、
国土交通大臣

（提出者）全議員